

松戸市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 9 日

令和7年松戸市農業委員会5月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和7年5月9日午前10時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番	杉 浦 昌 平	2 番	杉 浦 勇 司
3 番	横 山 定 勝	5 番	渡 邊 洋 子
6 番	加 藤 万里子	7 番	山 口 輝 雄
8 番	戸 張 嘉 宣	9 番	岩 佐 忠 夫
1 0 番	川 上 博 久	1 1 番	渡 来 和 治
1 2 番	渡 邊 慶 弘	1 3 番	鈴 木 榮 一
1 4 番	湯 浅 孝 一	1 5 番	相 田 敏 克
明・矢切区域	齋 藤 香	明・矢切区域	平 川 正 俊
東 部 区 域	湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域	山 崎 唯 司
馬橋・小金区域	小 林 直 一	馬橋・小金区域	湯 浅 清

1. 欠席委員

な し

1. 関係課出席職員 農政課

課 長	松 戸 繁 和	主 査	岡 野 衛
主 査	加 瀬 直 紀		

1. 事務局出席職員

事務局長	加 藤 広 之	事務局長 補 佐 兼 庶務係長	武 井 博 子
係 長	横 田 智 之	主 事	加 藤 翔 龍

開会 午前１０時００分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和７年５月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が１４名、推進委員が６名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第７条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号１１番、渡来和治委員、議席番号１２番、渡邊慶弘委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第１号から第３号までとなっております。

なお、報告事項については第１号から第４号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第１号

議 長 それでは、議案第１号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。

本件につきましては一括審議といたします。

それでは利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課、松戸です。

それでは、議案第１号 農用地利用集積等促進計画につきまして、ご審議をお願いいたし

ます。

当案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を策定するに当たり、本委員会の意見を聞くものでございます。

総会での議案につきまして、1件ごとではなく一括してご説明させていただき、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、新規設定案件1件でございます。

それでは、議案第1号を一括してご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番、申請地につきましては、参考資料1ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は1,566平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、野菜全般を広く栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第1号について内容の説明がございました。

本案件はあらかじめ審査会で審議しておりますので、第2審査会第1審査班座長の意見を求めます。

第2審査会第1審査班座長 議席番号15番、相田敏克です。

議案第1号について、先の審査会で審議しました。

審査会では、農政課担当者をお呼びし、審議した結果、承認すべきと判断しましたので、原案に賛成したいと思います。

議 長 ただいま相田敏克座長より承認すべきとの意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり承認をいたしまし

た。

◎議案第 2 号

議長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第 2 審査会第 1 審査班座長 議席番号15番、相田敏克です。

去る 5 月 2 日金曜日、議案第 1 号から議案第 3 号の審査のため、第 2 審査会第 1 審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘農業委員、岩佐忠夫農業委員、湯浅雅之推進委員、斎藤香推進委員、私の 5 名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、1 号については農政課担当者を、2 号から 3 号については申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

なお、1 号の審査結果については、先ほどご報告したとおりです。

それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案書の 2 ページ、参考資料については、1 ページから 2 ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の 1 ページのところでございます。

申請地は 2 筆で、面積は合計 991 平方メートル、現況は畑で適正に管理されていることを確認しました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、農業規模拡大のためです。譲渡人の申請理由は、農業規模縮小のためです。譲受人は農業者で経営農地について適正に耕作しております。

また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員 1 名で、210 日であり、同じく許可条件である従事日数 150 日を超えています。

農機具については、トラクター 1 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台、動噴 1 台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ブルーベリーの栽培を行うとのことでした。

以上、審査会では、議案第 2 号について慎重審議の上、農地法第 3 条の許可条件に抵触す

るものではなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件であります。委員各位においてご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番の渡来和治です。

座長の説明で大変よく分かりましたので、審査会意見に賛成したいと思います。よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま渡来和治委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

議案第2号について原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については3ページから7ページになります。

申請地の位置については、3ページのところでございます。

申請理由は、申請地の隣接地に貸駐車場を設けていますが、その土地に建物を建築予定で

あり、その代替地として申請地を貸駐車場とするためです。

議案参考資料の5ページをご覧ください。

施設の概要については、貸駐車場です。

排水については、雨水のみの砂利敷きによる自然浸透です。

被害防除については、単管パイプ及び土留鋼板を設置します。

審査会では、現地調査の結果、一部砂利敷きになっているところを確認しました。このことについて質問したところ、平成17年頃から貸駐車場として利用し、その経緯は不明ですが、砂利敷きにしたものと思われるとのことでした。この行為に対し、農地法違反であることを指摘しました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会の終了後、申請者により始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに同じ事態を繰り返さないことを誓約することとしました。

農地区分について、申請地は基準点となる鉄道の駅からおおむね700メートル以内に位置し、かつ全体の面積に占める宅地の割合が40%を超える農地であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号について説明いたしました。審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認めることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま相田敏克座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号5番、渡邊洋子です。

座長の説明でよく分かりました。始末書の提出があったこと、隣接農地所有者から承諾を得ているとのことですので、審査会意見に賛成いたします。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号につきましては、許可相当の意見書を東葛飾農業事務所に送付いたします。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から8ページの報告事項4について、ご報告させていただきます。

まず、4ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、4ページ下段に記載のとおり、3月分として、田1件、374平方メートル、畑10件、2,940平方メートル、合計11件、3,314平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、5ページから6ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、6ページに記載のとおり、田2件、107平方メートル、畑15件、4,963平方メートル、合計17件、5,070平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、7ページ、報告事項3 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、非農地回答をいたしました。

また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は、10件交付いたしました。

次に、8ページ、報告事項4 令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてですが、議案参考資料8ページから10ページをご覧ください。

8ページについては、令和6年度に設定した目標と目標に対する実績となっております。

9ページ及び10ページについては、実績に相当する達成状況の点数表が載っています。

まず、8ページの表を左から順に読み上げますと、1の(1)農地の集積については、目標集積率が35%に対し、実績の今年度末の集積率は37.2%でした。(2)遊休農地の解消等については、目標の緑区分解消面積が1.2ヘクタールに対し、実績の緑区分の解消面積は

1.5ヘクタールでした。（３）新規参入の促進については、目標の同意・公表面積が0.38ヘクタールに対し、実績の同意・公表面積は0.03ヘクタールでした。

次に、２の最適化活動の活動目標ですが、（１）から（３）まで目標に対し、同じ日数、同じ回数でした。

次に、３の点検・評価結果ですが、農業委員会の点検・評価については、目標に対して期待どおりの結果が得られた。推進委員等の点検・評価については、目標に対し期待を上回る結果が得られたとなりましたので、ご承知おきください。

最後に、９ページ及び10ページの点数表において、今読み上げました実績を点数表に照らし合わせますと、色がついた項目が該当となりますので、ご理解ください。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和７年５月総会を終了いたします。

閉会 午前１０時１７分